

議会議案第2号

子供たちの学びの環境の更なる充実を求める意見書

昨年、いわゆる義務標準法の改正により、小学校の学級編制の標準は令和3年度から5年間で段階的に引き下げられることとなったが、中学校での引下げについては、本年6月に閣議決定された骨太の方針2022において、小学校における教育効果を検証した上で、望ましい教育環境や指導体制を構築していくとされており、高等学校の引下げとともに、いまだ、特に具体的な方策は示されていない。

少人数学級の推進によって、教職員がゆとりを持って子供たちと向き合うことができるようになれば、教職員の更なる質の向上やきめ細かな指導の実現につながり、子供たちにとっても、学びの機会や質など、学びの環境の充実につながることを期待されるため、更なる学級編制の標準の引下げと、新たな教職員定数改善計画の策定・実施が求められている。

また、学校における働き方改革が求められる中、学校現場にはコロナ感染対策やICT化の推進、いじめや不登校問題、特別な配慮を要する児童生徒への対応など、様々な課題が山積しているが、課題解決に向けた人的配置を始めとする財政措置は不十分であり、更なる教育予算の拡充が必要である。

よって、国におかれては、子供たちの学びの環境の更なる充実を図るため、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うよう、強く要望する。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第3号

知的障害者・知的障害行政の国の対応拡充を
求める意見書

身体障害者、精神障害者については、「身体障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」において定義されているが、知的障害者に関しては、「知的障害者福祉法」において、障害福祉サービスについての規定はあるものの、知的障害や知的障害者の定義についての規定はない。

また、身体障害者や精神障害者、知的障害者の手帳制度について、身体障害者と精神障害者の手帳は法律に基づき交付・運営されているが、知的障害者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要項を定めた上で、交付・運営されている。

知的障害については自治体により障害の程度による交付基準に差があるほか、各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じている。また、自閉症の方への手帳交付についても、「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳」のいずれかの交付、またはその両方を交付する等、都道府県によって対応が異なっているところである。

よって、国におかれては、国際的な知的障害の定義や、自治体の負担等も踏まえた判定方法・基準の在り方の検討を踏まえ、知的障害行政・手帳制度を、国の法律による全国共通の施策として展開するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第4号

難病・長期慢性疾病対策の総合的な推進を
求める意見書

2015年1月、難病の患者に対する医療等に関する法律の施行により、我が国の難病対策は、法的根拠を持つ総合対策として進められてきた。

同法では、難病患者に対する医療等は、難病の特性に応じて、総合的に行われなければならないとされているほか、厚生労働大臣は難病患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならないとされている。

国及び地方自治体はこの基本的な推進方針に沿い、難病対策を総合的に推進するとともに、国民への周知を進め、難病や疾病のある子供たちも含め、難病患者が未来に希望を持てるよう、一層の努力が求められている。

よって、国におかれては、難病及び難病以外の長期慢性疾患の患者やその家族が、地域で格差なく安心して暮らすことができる社会の実現に向け、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

記

- 1 未診断疾患を含めた難病の原因究明、治療法の早期開発、診断基準と治療体制の確立を急ぎ、指定難病対象疾病の拡大を進めること。
- 2 難病や長期慢性疾病の患者や家族に対し、医療費を始めとする経済的負担の軽減を図ること。
- 3 難病や小児慢性特定疾病の子供に対する医療の充実を図り、成人への移行期医療を確立すること。
- 4 専門医療と地域医療の連携を強化し、医療の地域間格差をなくすこと。
- 5 障害者雇用率の対象とするなど、難病患者の就労拡大や就労支援を充実すること。
- 6 国民への難病に対する理解と対策の周知を進めるとともに、福祉サービスの提供、人材の確保と研修の充実、人権教育・啓発の推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第5号

带状疱疹ワクチンへの助成及び定期接種化を
求める意見書

带状疱疹は、水痘・带状疱疹ウイルスによって引き起こされる感染症であり、過去に水痘に感染したことがある人が、加齢や過労、ストレスなどによって免疫力が低下した際に、体内に潜伏する水痘・带状疱疹ウイルスが再活性化することで発症する。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、発症予防のためにはワクチンが有効とされているが、接種費用が高額になることから、ワクチン接種を諦める高齢者も少なくない。

発疹が治まった後でも、带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症が起こったり、顔面に带状疱疹が発症した場合には、角膜炎や結膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの合併症が引き起こされ、目や耳に障害が残る場合もある。

よって、国におかれては、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を実現するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月19日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		

石川県議会